

【写】

富 労 発 基 0902 第 1 号
令 和 8 年 9 月 2 日

富山県社会保険労務士会
会長 山下 誠 殿

富 山 労 働 局 長

令和 8 年度の最低賃金引上げ及び業務改善助成金等の周知等
の取組に関する要請書

富山県社会保険労務士会並びに会員各位におかれましては、日頃より当局の業務運営に格別のご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、富山県の最低賃金額は、本年 10 月 1 日から、現行の最低賃金額（時給 1,062 円）を 57 円引上げ、1,119 円に改正適用されます。

今般の最低賃金引上げは、過去 2 番目に大きな引上額となっていますが、人件費、原材料費及びエネルギー価格の上昇等により厳しい経営環境が続いている中、富山県内の企業、特に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）にとって、その影響は小さくありません。

このように、中小企業等の事業主をはじめ県内事業主の皆様には、改正される最低賃金額を円滑かつ確実に履行いただくためには、業務改善助成金など賃上げを支援するための各種助成金や生産性向上のための各種支援策の一層の利活用が必要不可欠と考えており、富山労働局としては、最低賃金の引上げの周知はもとより、業務改善助成金などの支援策の積極的な周知・広報について、富山労働局一体となって進めてまいります。また、労務管理等について多くの企業と接している貴会のご協力が必要と考えております。

つきましては、貴会並びに会員の皆様には、中小企業等をはじめ県内企業が改正後の最低賃金額を円滑に履行できるよう業務改善助成金等の各種助成金や生産性向上の取組及び支援施策等に関して、ぜひ積極的な周知や的確なアドバイス並びに具体的な手続面での支援等について、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

【写】

富 労 発 基 0902 第 2 号
令 和 8 年 9 月 2 日

働き方改革推進支援センター富山
センター長 野 博幸 殿

富 山 労 働 局 長

令和 8 年度の最低賃金引上げ及び業務改善助成金等の周知等
並びに活用について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当局の業務の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、富山県の最低賃金は、本年 10 月 1 日から、現行の最低賃金額（時給 1,062 円）を 57 円引上げ、1,119 円に改正適用されます。

今般の最低賃金引上げは、過去 2 番目に大きな引上額となっていますが、人件費、原材料費及びエネルギー価格の上昇等により厳しい経営環境が続いている中、富山県内の企業、特に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）にとって、その影響は小さくありません。

このように、中小企業等の事業主をはじめ県内事業主の皆様へ、改正される最低賃金額を円滑かつ確実に履行いただくためには、業務改善助成金など賃上げを支援するための各種助成金や生産性向上のための各種支援策の一層の利活用が必要不可欠と考えており、富山労働局としては、最低賃金の引上げの周知はもとより、業務改善助成金などの支援策の積極的な周知・広報を図ってまいります。

つきましては、貴センターにおいても、最低賃金引上げ及び業務改善助成金等各種支援策の周知に努めていただくとともに、中小企業等の事業主に対する最低賃金の順守や賃金引上げに向けた生産性向上の取組支援の一環として、業務改善助成金等の活用について、より一層積極的な勧奨を実施するようお願いいたします。